平成28年労第46号

### 主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

#### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から自転車で通勤する途中、自転車が雪で滑って転びそうになった際、右足を強打して負傷した。

請求人は、同月〇日、C医院に受診し「右踵骨骨折、右距踵関節内骨折」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日、治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をした ところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別 表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当するもの と認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

# 第2 再審査請求の理由

(略)

#### 第3 原処分庁の意見

(略)

# 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該 当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審查資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

請求人の残存障害は、「右踵骨骨折、右距踵関節内骨折」の療養を経て、右足部に機能障害、神経障害及び醜状障害があるとされるところ、請求人は、可動域測定値の認定について不服を述べていることから、障害の状態について検討すると、以下のとおりである。

### (1)機能障害について

足関節可動域の測定について、請求人はC医院では所定の方法で行われたのに対して、監督署では所定の方法で行われなかったので、前者の測定値を採用すべきと主張する。

この点、C医院において、平成〇年〇月〇日に実施された可動域測定では、 患側可動域角度65度、健側可動域角度110度とされているところ、この健 側の測定値は決定書に説示の参考稼働域角度である65度から大きく乖離して いることが認められる。

一方、監督署においてD医師が同年〇月〇日に実施した可動域測定では、患側可動域角度50度、健側可動域角度60度となっており、参考可動域角度とほぼ乖離がないことが認められること、労働局地方労災医員として障害認定に習熟しているD医師が所定の方法と異なる方式を用いたと考えるべき特段の理由もないことから、当審査会としては、D医師による可動域測定を妥当であると判断する。

よって、患側が健側に比して可動域が3/4以下に制限されていないことから、当審査会としても、請求人の右足関節部に残存した制限は障害等級に該当しないものと判断する。

# (2)神経障害について

受傷部位の神経症状について、C医院E医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書で「歩行時痛、立位のいたみ」と記載し、また、同医院の診療録で「歩行は安定、疼痛は軽度」、「歩行時痛みない、曲げると痛みあり」等記載されているところ、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書で「右足部に神経症状を認める」と述べている。

以上の医師の所見から、当審査会としても、「局部に神経症状を残すもの」 (障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。

# (3) 醜状障害について

受傷部位の醜状障害について、D医師は上記意見書において「足関節から足部外側に11cmの線状痕を認める」と述べていることから、当審査会としても、下肢露出面(ひざ関節以下)の醜状障害の範囲は「てのひら大の醜いあとを残すもの」(障害等級第14級の4)に該当しないものと判断する。

- (4)以上のとおりであるから、請求人の症状固定後に残存する障害は、受傷部位 の疼痛及び疼痛以外の感覚障害で、障害等級第14級の9に該当するものと判 断する。
- 3 したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。